

令和5年8月25日

保護者の皆様

摂津市立鳥飼東小学校
校長 中嶋 和明

令和5年度『いじめに関する取組み』について（要約版）

平素は、本校の教育活動にご理解・ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年12月に実施しました学校アンケート（保護者対象）の結果から、本校の『いじめに関する取組み』について、「否定的」及び「わからない」と回答された方の割合が高いことを受け、以降、積極的な情報発信の必要性を感じ、学校HPのブログ『東っ子日記』を中心に日々の教育活動の様子を多角的にお伝えするべく更新に励んでまいりました。令和5年度『いじめに関する取組み』について、これまでの主な取組み内容（要約版）を時系列に沿って、ご紹介いたします。HPも併せてご覧いただきながら、ご家庭でもお子さんと一緒に「いじめ防止」に向け、話し合っただけですと幸いです。

【主な取組みの内容】

- ①学級担任を中心として、年間を通じ学級活動や道徳をはじめ、あらゆる機会に**未然防止の指導**を実施。
 - ②児童との日常会話、保護者との連絡帳・電話・懇談、他の保護者からの情報等、**サインを見逃さない**。
 - ③いじめを発見した段階で、**保護者(加害、被害とも)へ連絡し、摂津市教育委員会へも報告**。
 - ④速やかに**ケース会議を開催**（組織的な対応策を校内で検討し、実行する。また、再発防止に努める。）
- ★特に重大案件については、本校の『いじめ防止基本方針』に基づき、摂津市教育委員会の担当者にも同席を依頼し、少年サポートセンター（子どもの立ち直りの支援機関）へ報告・連絡・相談を行う。

- ⑤少年サポートセンターから2名の講師を招聘し、

『非行防止教室』（5年生対象）を実施。**5/9 HPで紹介**→

暴言・暴力を含む犯罪行為について説明。特に、万引き防止に向けてペープサート（紙人形劇）等を用いた講話。



- ⑥摂津警察署生活安全課少年係から1名の警察官を招聘し、『非行防止教室』（6年生対象）を実施。

←**5/11 HPで紹介**

SNSトラブルの実例を交え、自分自身が被害者にも加害者にもならないようにしてほしいと注意喚起。

- ⑦**スクール・ロイヤー**を招聘し、教職員向け『いじめ対策研修』を実施。

法的視点をもったいじめ対応（いじめ、**5/16 HPで紹介**→暴力行為、SNSトラブル等）について実例に照らし合わせた資料を元に、分かり易く指導・助言。研修後、本校の『いじめ防止基本方針』を見直し、改訂。**5/16 HPへ再掲**



⑧人権集会『いじめについて考える』を実施。

6/22 HPで紹介→

校長講話「いじめは絶対にダメ」「鳥東小からいじめを無くそう」、絵本「いじめっこ」の読み合わせを行い、全校でいじめについて考えた後、全員が振り返り（感想文）を記入。



⑨『なんでも相談箱』の紹介。

←7/13 HPで紹介

本校の「いじめ防止基本方針」にいじめ相談体制の1つ（児童のSOSをキャッチする機会）として明示。

⑩毎週（金）の2限目に『すこやか委員会（生活指導担当者会議）』を開催。

管理職、首席、生活指導担当者、養護教諭、7/14 HPで紹介→
支援教育 CN、SC、SSW等間で情報共有を図る。



⑪第五中学校区で生活指導交流会を開催。

←7/20 HPで紹介

各校長・養護教諭・生活指導担当者が出席し、各校の生活指導事案について情報交換。各校が持ち回りで学期に1回、定期的に行なわれる。

⑫校内メール（掲示板）を活用して、『すこやか委員会』の会議録を回覧し、全教職員で情報を共有。

⑬近隣住民の方からの情報提供。

⑭『生活アンケート』を学期毎に実施。〈7月（実施済み）、12月・3月（実施予定）〉

★いじめ事案については、それぞれ内容が異なるため、ケース・バイ・ケースの対応が求められることが多く、発見した際には、①関係児童（被害・加害）から別々に詳しく話を聴き取る（片方の言い分を鵜呑みにせず、両者の言い分を聴き、食い違いがあれば擦り合わせる。また、必要に応じて周りにいた児童からも話を聴き取るなどして、事実を固定する。→②加害児童に反省を促す→③同じ過ちを繰り返さないよう、加害児童に約束させた上で謝罪の場を設ける（場合によっては、保護者に同伴いただく）→④関係児童（被害・加害）の様子を3か月以上見守り（モニタリング）、再発防止を図る。という一連の流れに沿って指導にあたります。

★特に、『コミュニケーション能力の不足（自分の思いを上手く相手に伝えられない）』や、『相手への思いやりの不足（相手の気持ちを推し量ることができない）』などによって、小さなトラブルから大きなトラブルへ発展するケースが少なからずあります。集団生活を送る学校で、対人関係づくりの未熟な児童が、日々、顔を合わせ、様々な学習活動に取り組みます。今後も「いじめは絶対にダメ！」「いじめを無くそう！」ということを児童に粘り強く語り続け、職員一同、力を合わせて指導にあたります。

【用語の解説】

スクール・ロイヤー（学校で発生する様々な問題について、子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士）、CN＝コーディネーター（調整を行う担当者）、SC＝スクール・カウンセラー（学校現場で子どもや保護者の心のケアや支援をする担当者）、SSW＝スクール・ソーシャル・ワーカー（教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的知識や技術を有する担当者）